公告 第 105 号
令和8年7月27日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6P9B1KK01210	6PWH1A03016 0001		36

品名　または　件名
消防設備点検役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
相馬原駐業	電気室
搬入場所	納期または工期
業務隊管理科　渡辺技官　内線　２７１３	令和9年3月31日（水）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
仕様書及び入札心得等については、第４０６会計隊契約班にて掲示、配布する。

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所　：令和8年8月25日（火）10時00分　相馬原駐屯地　１号隊舎３階商議室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

７　注意事項
(1)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
ア　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
ウ　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
エ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
オ　入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
カ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
キ　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
ク　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ケ　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
コ　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(2)　低入札価格調査について
ア　予算決算及び会計令第８５条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札

者とならない場合がある。
イ　基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。

(3)　入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の１１０分の１００（消費税を含まない。）を記載すること。

(4)　入札の無効
ア　第１項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
イ　入札に関する条項に違反した入札
ウ　入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札（押印省略の場合は入札者の氏名に加え、担当者の氏名および連絡先を記入すること ）

(5)　契約書等の作成
ア　契約金額が２５０万円を超える場合は契約書を作成する。
イ　契約金額が１００万円以上２５０万円以下の場合は請書を作成する。
ウ　細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。

(6)　適用する契約条項
駐屯地用標準契約書の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

(7)　落札の決定方法
予決令７９条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。（ 郵便による入札が同価となった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施）

(8)　その他
ア　郵便等による入札については、入札前日の１７時００分到着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を第４０６会計隊契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が２者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。
再度の入札となった場合は、別途連絡する。
イ　電報・電話等による入札は認めない。
ウ　入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（入札前日の１７時００分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（ＦＡＸ可）
エ　代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。(様式随意、なお郵便入札時は不要)
オ　入札に参加する者は、提出期限までに市価調査を提出すること。（ＦＡＸ可）
カ　入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊相馬原駐屯地第４０６会計隊契約班にて閲覧されたい。
キ　落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。
ク　入札及び契約に関する問い合わせ先
〒３７０－３５９４　群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２
陸上自衛隊相馬原駐屯地　第４０６会計隊契約班　担当　：長井
ＴＥＬ：０２７９－５４－２０１１ 内線(２３４３)　ＦＡＸ：０２７９－５４－６９６０（直通）
（仕様書等に関する事項）
陸上自衛隊相馬原駐屯地　業務隊管理科　担当　：渡辺　ＴＥＬ：０２７９－５４－２０１１ 内線(２７１３)

本公告は、陸上自衛隊相馬原駐屯地　第４０６会計隊契約班
陸上自衛隊東部方面隊ホームページ　https://www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin　に掲載。

市　価　調　査　票

令和8年8月19日 15時までに

全省庁統一資格結果通知書と併せてFAXにて返信してください
FAX:0279－54－6960　担当:長井

件　名　:　消防設備点検役務

品　名	規　格	単位	数量	単　価	金　額	備　考
消防設備点検役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
細部内訳を様式随意で別途お願い致します。						
合　　計						

納　　期　: 9.3.31

納 入 場 所　: 相馬原駐屯地

見 積 条 件　: 税抜き

見積条件及び契約条件を承諾の上見積もりしました。

住　　所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

入　札　書

分任契約担当官　陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野　田　幸　司　殿

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（消費税別途）

品　名	規　格	単位	数 量	単　価	金　額	備　考
消防設備点検役務	仕様書のとおり	ST	1			
	ー 以 下 余 白 ー					
細部内訳を様式随意で別途お願い致します。						
合　計						

履　行　期　限　　9.3.31

納　入　場　所　　相馬原駐屯地

入　札　条　件　　税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。
私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令 和 8 年 8 月 25 日

住 所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

特　記　仕　様　書

1　役務件名　消防設備点検役務
2　役務場所　群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２　陸上自衛隊相馬原駐屯地
3　役務概要　消防設備点検　　１式
　　防火対象物点検　　１式
4　消防設備点検対象設備
(1)　点検対象の各消防設備及び消火器は下記のとおりとする。

場　所	設　備　名　等	数　量	備　考
１号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	防排煙制御設備	１式	総合点検
	屋内消火栓設備	１式	総合点検
	避難器具	１式	総合点検
２号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	誘導灯	１式	機器点検
３号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
５号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	防排煙制御設備	１式	総合点検
	屋内消火栓設備	１式	総合点検
	連結送水管設備	１式	総合点検
９号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
１１号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	防排煙制御設備	１式	総合点検
	屋内消火栓設備	１式	総合点検
	連結送水管設備	１式	総合点検
１４号建物	非常警報設備	１式	総合点検
	誘導灯	１式	機器点検
１５号建物	非常警報設備	１式	総合点検
１７号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	屋内消火栓設備	１式	総合点検
	誘導灯	１式	機器点検
１０１号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	防排煙制御設備	１式	総合点検
	屋内消火栓設備	１式	総合点検

場　所	設　備　名　等	数　量	備　考
１０５号建物	P型2級自動火災報知設備	1式	総合点検
１５０号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	防排煙制御設備	1式	総合点検
	屋内消火栓設備	1式	総合点検
１５１号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	防排煙制御設備	1式	総合点検
	屋内消火栓設備	1式	総合点検
１５３号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	屋内消火栓設備	1式	総合点検
１６０号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	防排煙制御設備	1式	総合点検
	屋内消火栓設備	1式	総合点検
１６２号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	消防機関へ通報する火災報知設備	1式	総合点検
	屋内消火栓設備	1式	総合点検
	誘導灯	1式	機器点検
１６５号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	誘導灯	1式	機器点検
１６６号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	屋内消火栓設備	1式	総合点検
	誘導灯	1式	機器点検
１７３号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	誘導灯	1式	機器点検
２００号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	防排煙制御設備	1式	総合点検
	屋内消火栓設備	1式	総合点検
２０１号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	屋内消火栓設備	1式	総合点検
２０７号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検
	防排煙制御設備	1式	総合点検
３１４号建物	P型1級自動火災報知設備	1式	総合点検

場　所	設　備　名　等	数　量	備　考
演４１号建物	非常警報設備	１式	総合点検
演４７号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	防排煙制御設備	１式	総合点検
	屋内消火栓設備	１式	総合点検
３００号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	防排煙制御設備	１式	総合点検
	連結送水管設備	１式	総合点検
	避難器具	１式	総合点検
３０１語建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	防排煙制御設備	１式	総合点検
	屋内消火栓設備	１式	総合点検
３０２号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
	防排煙制御設備	１式	総合点検
	屋内消火栓設備	１式	総合点検
３０５号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
３０９号建物	Ｐ型１級自動火災報知設備	１式	総合点検
地区全域	屋外消火栓設備	１式	総合点検
	消火器（建物、設備用）	１式	機器点検

(2)　本役務の点検対象設備の詳細は「消防設備・防火対象物点検数量表」のとおりとする。
(3)　連結送水管の放水試験は行わないものとする。
(4)　消火器は屋内、屋外併せて４６０本とする。

5　防火対象物点検対象設備
(1)　点検対象の各防火対象物設備は下記のとおりとする。

場　所	設　備　名　等	数　量	備　考
１６２号建物	6 項イ(2)	１式	総合点検
１６５号建物	165 号建物内のセブンイレブン店舗(4 項)	１式	総合点検
演４９号建物	演 49 号建物内のセブンイレブン店舗(4 項)	１式	総合点検

(2)　本役務の点検対象設備の詳細は「消防設備・防火対象物点検数量表」のとおりとする。

6　その他

(1)　本役務の実施者は、消防設備の種類ごとに必要な資格、消防設備点検資格者または消防設備士及び防火対象物点検資格者を有すものとする。

(2)　役務実施に際し、事前に現地を確認し、点検実施計画書を作成すること。

(3)　令和９年３月３１日までに、消火器具及び誘導灯の機器点検、その他の消防設備の総合点検をそれぞれ１回実施するものとする。細部日時については監督官と調整し決定すること。
なお、各設備の配線の総合点検を合わせて実施するものとする。

(4)　令和９年３月３１日までに、防火対象物設備の総合点検を１回実施するものとする。細部日時については監督官と調整し決定すること。

(5)　点検の完了した消防設備及び防火対象物設備には、点検済証または点検済証に準じた補助ラベルを貼付し、点検年月日を記載すること。

(6)　請負者は、消防法に基づく点検要領により各消防設備の機器点検、総合点検を行い、「消防用設備等点検結果報告書」を２部作成し、監督官に提出するものとする。書式（基準）については次のとおりとする。

ア　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
イ　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表
ウ　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表
エ　消火器具点検票
オ　屋内消火栓設備点検票
カ　屋外消火栓設備点検票
キ　自動火災報知設備点検票
ク　消防機関へ通報する火災報知設備点検票
ケ　非常警報器具及び設備点検票
コ　避難器具点検票
サ　誘導灯及び誘導標式点検票
シ　排煙設備点検票
ス　連結送水管点検票
セ　自家発電設備（非常電源設備）点検票
ソ　蓄電池設備（非常電源設備）点検票
タ　配線点検票

(7)　請負者は、消防法に基づく点検要領により各防火対象物設備の総合点検を行い、「防火対象物点検結果報告書」を２部作成し、監督官に提出するものとする。書式（基準）については次のとおりとする。

ア　防火対象物点検結果報告書
イ　防火対象物点検票

(8)　点検が終了した設備は、電源電圧の確認、スイッチ類及びバルブ等が定位置にあることを再度確認し、必ず元の状態に復旧すること。

(9)　点検により不具合事項を発見した場合は、速やかに監督官に報告するとともに、不具合事項の原因調査及び修繕に必要な修理見積等の改善策を提示すること。

共　通　仕　様　書

1　本役務は本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」
2　現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、工期等の変更は行わないものとする。
3　役務実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償するものとする。
4　役務の実施に必要な軽微な消耗品及び点検器具、測定機器については、請負者の負担とする。
5　請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
6　役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
7　請負者は役務実施前に「現場代理人通知書」、「実施工程表」、「着工届」、「消防設備士点検資格者免状写」をそれぞれ２部ずつ作成し、監督官に提出し、承認を得てから実施するものとする。
8　請負者は、役務完了後、速やかに官側の指示する書類を監督官に提出するものとする。
9　役務写真は、着工前、完成及び施工後隠蔽となる箇所、また、主要段階の状況、使用材料、その他監督官の指示する書類をサービス版サイズで整理し、それぞれ１部ずつ提出するものとする。

件　　名	消防設備点検役務	図面番号	５／７
種　　別	仕様書	縮　　尺	
作成部隊	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		

仕様書番号：第　　３６　　号
作成年月日：令和８年７月１６日

消防設備点検役務

相馬原駐屯地業務隊

業務隊長					
管理科長	営繕班長	工事企画係長	施設管理係	電気係長	担当者

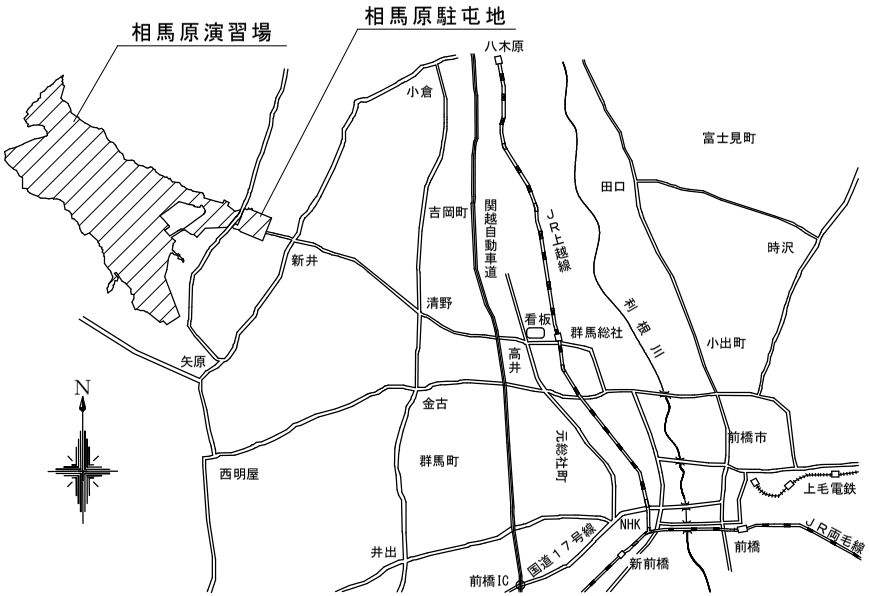

案内図　S=1/Non

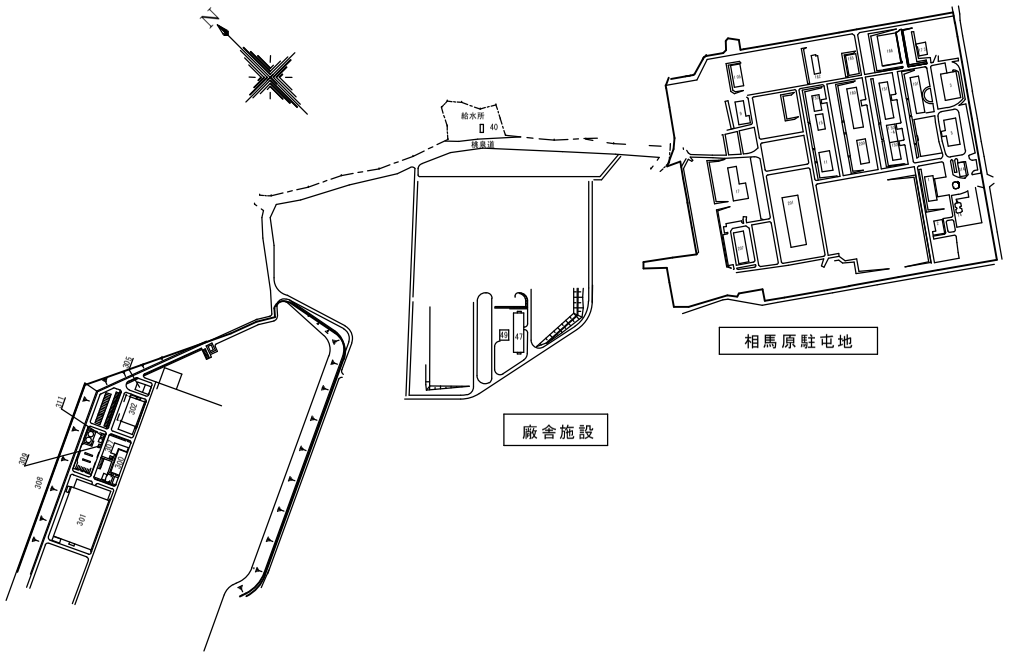

件　　名	消防設備点検役務	縮　　尺	―
種　　別	案内図・配置図	図面番号	６／７
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科			

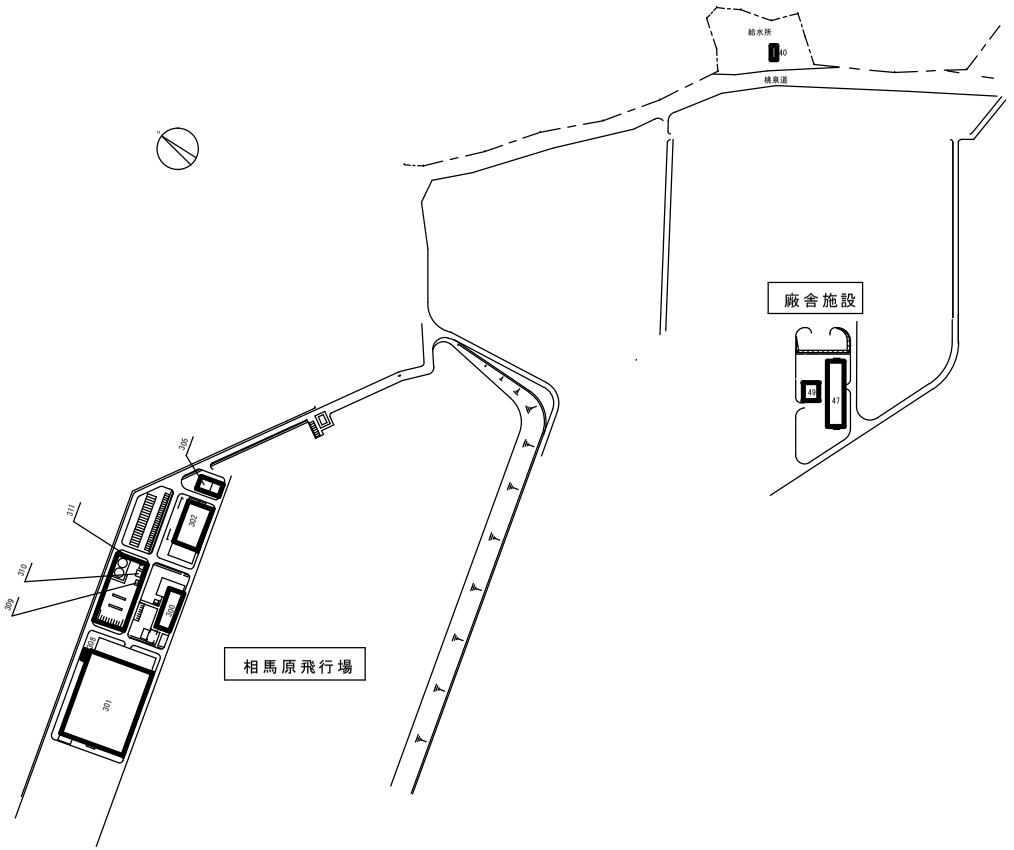

：消防設備点検実施場所

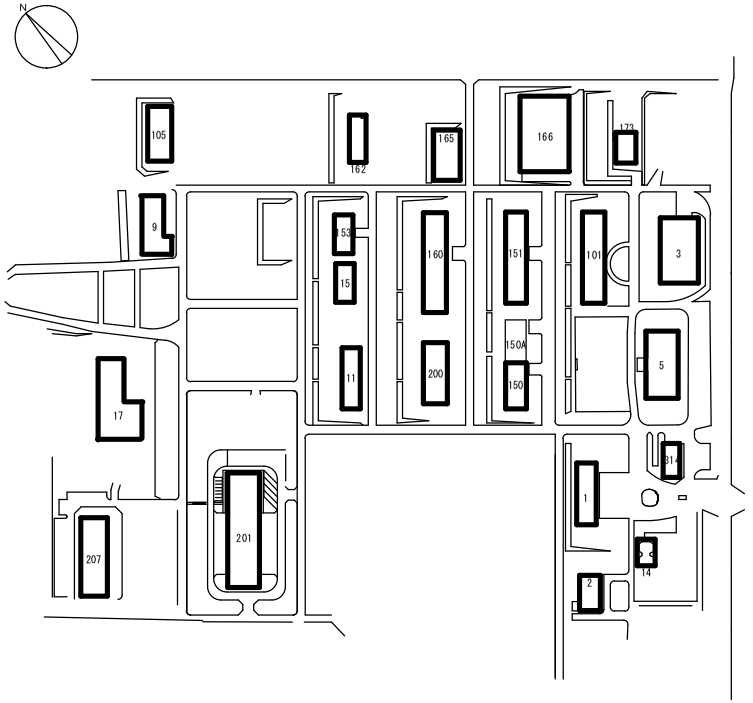

相馬原駐屯地

件　　名	消防設備点検役務	縮　　尺	―
種　　別	平面図	図面番号	7／7
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科			